

参加者募集！！

BE KOBE

外国人就労に関する入管法改正セミナー

～徹底解説！入管法改正のポイント～

今回の新たな特定技能での外国人就労者は、5年間で最大34万人が想定されています。このセミナーでは、入管法改正の概要説明と併せて、既に、日本には263万人の外国人が何らかの在留資格を持って在留していることから、他の在留資格（高度人材、技能実習）と比較しながらポイントを解説いたします。

皆様のご参加をお待ち申し上げます。

参加無料☆定員200名

※受講票は発行しません。

※1社あたり2名を限度とさせていただきます。

※申込多数の場合は、お断りする場合があります。

- 日 時 平成31年3月7日(木) 14:30～17:00 (受付14:00～)
- 場 所 神戸商工会議所 神商ホール
神戸市中央区港島中町6-1 (ポートライナー市民広場駅下車徒歩5分)
- 主 催 神戸市、ひょうご・神戸国際ビジネススクエア、神戸商工会議所
【神戸市海外ビジネスセンター、ひょうご海外ビジネスセンター、ジェトロ神戸】
- 共 催 法務省大阪入国管理局神戸支局、経済産業省神戸通商事務所
神戸市産業振興財団、神戸市機械金属工業会、兵庫工業会、みなと銀行

～セミナープログラム～

第1部 (14:30-15:10) 「『出入国管理及び難民認定法例』の改正に関する概要について」
今回の入管法改正の概要について、特に重要なポイントを中心に説明いたします。

【講師】法務省大阪入国管理局神戸支局 統括審査官 若柳 浩一 氏

休憩 (15:10-15:20)

第2部 (15:20-16:50) 「企業が知っておくべき新入管法のポイント解説」

外国人はどのような在留資格があれば、働くことができるのか。入管法改正を正しく理解するために、他の在留資格(例:高度人材、技能実習)と比較しながら解り易くポイントを解説いたします。

【講師】兵庫県行政書士会業務部国際専門部会委員長
宮本行政書士事務所 宮本 健吾 氏

質疑・応答 (16:50-17:00)



外国人就労に関する入管法改正セミナー

FAX、E-mail又はHPより、神戸市海外ビジネスセンター 宛までお申込ください。

FAX:078-231-0256 E-mail: asia-biz@office.city.kobe.lg.jp HP: <https://www.kobe-obc.lg.jp>
(申込み締切: 2月28日(木))

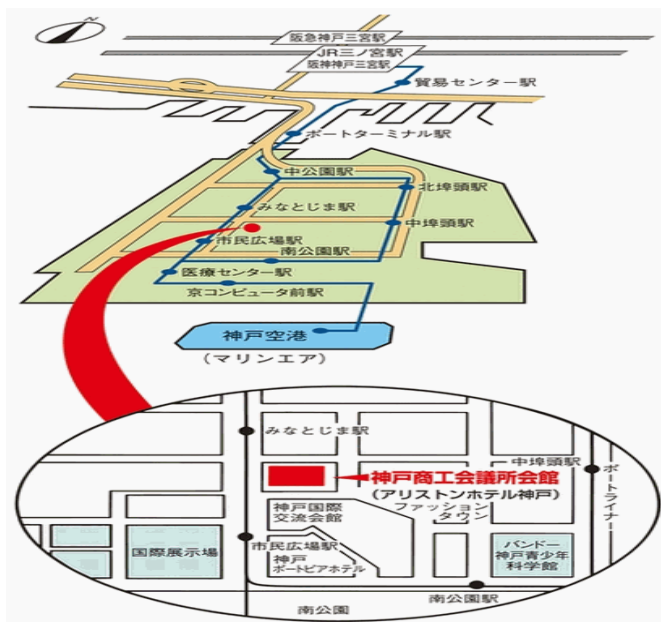
なお、申込者数が定員を大幅に超えた場合はお断りさせていただくこともございますのでご容赦下さい。

※参加証は発行いたしません。お断りさせていただく場合のみ、当方よりご連絡をいたします。

住所	〒
企業名・団体名	
参加者役職 お名前①	
参加者役職 お名前②	
電話・FAX	
E-mail	

※会場都合上、1社あたり2名を限度とさせていただきます。

※ご記入いただいた情報は、当セミナー運営・管理のために利用し、他の目的には使用いたしません。



■会場のご案内

神戸市中央区港島中町6-1

神商ホール

ポートライナー市民広場駅より

徒歩5分

■お申込み・問い合わせ先

神戸市海外ビジネスセンター

神戸市経済観光局経済政策課(海外展開支援担当)

TEL 078-333-3372(神戸市総合コールセンター)

FAX 078-231-0256

HP <https://www.kobe-obc.lg.jp>

その他セミナー情報等はこちらから確認できます

